

宇部市地球温暖化対策ネットワーク 低炭素地域づくり協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、宇部市地球温暖化対策ネットワーク 低炭素地域づくり協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、低炭素地域づくりの実現のため、マイカーから公共交通機関等への利用転換及び公共交通機関等の利用促進を図り、環境負荷の少ない移動実現のための調査・検討及び実践活動を行う。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1)事業内容の検討・審議に関すること及び情報の交換・連携による取り組みの促進に関すること。
- (2)その他協議会のために必要な事項に関すること。

(組織及び任期)

第4条 協議会は、別表1に定める委員により構成する。

- 2 委員の任期は2011年3月31日までとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 協議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、宇部市地球温暖化対策ネットワーク（宇部市寿町二丁目11番28号）に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(附則) この規約は、2009年8月25日から適用する。